

障生第2200号
令和4年3月24日

指定障がい福祉サービス事業所
指定障がい者支援施設 代表者様
指定一般相談支援事業所

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課長

基本報酬や各種加算の届出に関するお知らせについて（通知）

日頃から本府の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、各事業所様におかれましては、令和4年4月以降の基本報酬や各種加算について引き続き算定できるか前年度利用実績等算定要件の見直しを行ってください。算定要件の見直しの結果、基本報酬や各種加算に変更が生じる場合は、令和4年4月15日（金）24時までに、下記必要書類をメールにて提出して下さい。なお変更がない場合は、提出不要です。

また権限移譲を実施している市町村に所在する事業所様におかれましては、所管の市町村又は広域事業者課にお問い合わせください。

記

1 基本報酬

項目	提出書類
就労移行支援サービス費※	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 3. 就労定着者の状況（別添）
就労継続支援A型サービス費※	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
就労継続支援B型サービス費※	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労継続支援Bに係る基本報酬の算定区分に関する届出書
就労定着支援サービス費※	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 3. 就労継続者の状況
地域移行支援サービス費	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 地域移行支援サービス費にかかる届出書

※厚生労働省より事務連絡「令和4年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について」が令和4年3月23日付けで発出されています。必ず参照ください。

2 各種加算

項目	提出書類
就労移行支援体制加算 (生活介護、自立訓練、A型、B型)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労移行支援体制加算に関する届出書
人員配置体制加算 (療養介護、生活介護)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 人員配置体制加算に関する届出書 3. 勤務体制及び勤務形態一覧表 4. 組織体制図 5. 付表
視覚・聴覚言語障害者支援加算 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、A型、B型、共同生活援助)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 視覚・聴覚言語障がい者支援体制加算にかかる届出書 3. 勤務体制及び勤務形態一覧表 4. 組織体制図
夜勤職員配置体制加算 (共同生活援助【日中サービス支援型のみ】、施設入所支援)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 夜勤職員配置体制加算に関する届出書
移行準備支援体制加算 (I) (就労移行支援)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 移行準備体制加算 (I)に係る届出書
重度者支援体制加算 (A型、B型)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 重度者支援体制加算に係る届出書
目標工賃達成指導員配置加算 (B型)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 目標工賃達成指導員配置加算に係る届出書 3. 勤務体制及び勤務形態一覧表 4. 組織体制図
就労定着実績体制加算 (就労定着支援)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 就労定着実績体制加算に関する届出書
夜間支援体制加算 (自立訓練宿泊型、共同生活援助)	1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表 2. 共同生活援助に係る体制 3. 夜間支援体制加算に関する届出書 4. 宿泊型自立訓練夜間支援体制加算届出書

※A型、B型とは、就労継続支援A型、就労継続支援B型のこと

3 提出様式について

- ・基本報酬（サービス費）

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kihon_hoshu.html

- ・各種加算（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表等）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kaigokyu-huhi.html

- ・その他（付表、組織体制図、勤務形態一覧表、基本報酬関係）

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shinki_shougaisha.html

4 提出方法

(1) 送付方法

メールで提出してください。

メールアドレス todoke27@gbox.pref.osaka.lg.jp

(2) メール件名（以下をコピー&ペーストしてお使いください）

基本報酬の変更

【基本報酬】 事業所番号_事業所名_サービス

例【基本報酬】 27000001_おおさか就労森ノ宮_生活介護・就労B型（多機能）

例【基本報酬】 27000001_大阪谷町の森_就労A型

例【基本報酬】 27000001_大阪谷町相談室_地域移行

年度見直しの加算の変更

【変更届】 事業所番号_事業所名_サービス

例【変更届】 27000001_大阪谷町の部屋_共同生活援助

例【変更届】 27000001_大阪リハビリ谷町園_自立訓練

例【変更届】 27000001_大阪谷町の森_就労B型

(3) メール本文（以下をコピー&ペーストしてお使いください）

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 ご担当者様

年度見直し関係の届出をします。

事業所 大阪谷町の森

担当者 大坂

連絡先 06-〇〇-〇〇

受付書類 要（又は不要）

(4) 参考

提出方法についてはこちらも参考にしてください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/mail_submission.html

5 その他

(1) 就労継続支援 A 型の基本報酬にかかる添付書類について

届出において、当該スコアの合計点の算出根拠となる資料等を提出する必要はありませんが、指定権者は必要に応じて、その提出を求めることができることとなっていますので、算出根拠書類は常備しておいてください。

(出所：厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(障発 0330 第 5 号令和 3 年 3 月 30 日発出)

(2) 就労系障害福祉サービスの基本報酬について

厚生労働省より令和 4 年 3 月 23 日付で事務連絡「令和 4 年における就労系障害福祉サービスの基本報酬について」が発出されています。就労系サービスを運営している事業所様は必ずご確認ください。

(3) 基本報酬（就 B）と各種加算（目標工賃達成指導員配置加算）の両方が変更の場合

- ・メール件名【基本報酬_加算変更】27000001_大阪谷町の森_就労 B 型とし、一つのメールで提出してください。
- ・提出書類は重複書類は一つとし、以下としてください。

- ①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表
- ②就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- ③目標工賃達成指導員配置加算に係る届出書
- ④勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑤組織体制図

大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課指定担当
代表 06-6941-0351
内線 2449, 4520